

令和元年分の

確定申告は…

スマホで ラクラク確定申告

スマホ申告が進化します！ますますカンタン・便利に！！



① スキな時に！
② マたずに申告
③ ホラ！簡単！

2か所以上の給与や
公的年金などにも対応！

カンタン・便利な3つのポイント！

- ① スマホで見やすい専用画面
- ② 画面の案内に従いラクラク操作
- ③ 作成した申告書はe-Taxで提出※完了

※ e-Tax以外にもご自宅やコンビニのプリンタで
印刷し、郵送等で提出することもできます！

申告書の作成
はこちらから！



ご利用いただける方や、操作方法・申告書の提出方法などは裏面をご覧ください

スマホをお持ちでない方などは…

ご自宅等のパソコンから、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください！！

確定申告

検索

スマホ申告とは

スマートフォン（タブレット含む）に最適化したデザインの「スマホ専用画面」を利用して、所得税の確定申告書を作成し、税務署へ提出できる大変便利な申告方法です。



① スマホ専用画面をご利用いただける方

スマホで見やすい専用画面！

令和元年分確定申告から（令和2年1月から）は、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が大幅に広がります！

専用画面の利用対象となる方

給与所得や公的年金などの雑所得、一時所得の申告をする方が専用画面の対象になります。
また、医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）をはじめ全ての所得控除（配偶者控除や扶養控除など）に対応するなど、たくさんの方の申告が、ますますカンタン・便利になります！

利用対象以外の方でも

専用画面の利用対象以外の方も、パソコン画面（Web画面）によりスマホで申告することができます！



② スマホ専用画面の操作方法（申告書の作成方法）

画面の案内に従いラクラク操作！

金額などの必要事項を画面の案内に従い入力するだけで、簡単に確定申告書が作成・送信できます！

作成コーナーへアクセス
「確定申告」と検索し、「確定申告書等作成コーナー」のボタンをタップ、申告書の作成を開始します。

提出方法を選択
申告に関する質問に「はい・いいえ」などで回答した後、申告書の提出方法を選択します。

金額などを入力
画面の案内に従い「ID（利用者識別番号）※」や「収入、控除」などを入力します。

e-Taxで送信
入力した申告書をe-Taxで送信し、申告書データを保存します。

※ 画面は開発中のものであり、実際の画面と異なる場合があります。
※ ID・パスワード方式によるe-Tax送信例になります。



③ 申告書のe-Taxなどでの提出方法

e-Taxで提出完了！

e-Taxで送信・提出【推奨】

ID・パスワード方式で送信！！

スマホで作成した申告書は、①ID（利用者識別番号）と②パスワード（暗証番号）を入力し、e-Taxで送信することで税務署への提出が完了します！

～IDとパスワードは～

税務署の窓口で職員と対面による本人確認を行った後に発行しております。
発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お気軽にお近くの税務署にお越しください。

※ 発行手続は5分程度かかります。



マイナンバーカード方式で送信！！

令和元年分確定申告から（令和2年1月から）は、マイナンバーカードと対応スマホをお持ちの方は、スマホでカードを読み込み、カード取得時に設定した暗証番号を入力することで、e-Tax送信ができるようになります！

郵送等で提出

e-Tax以外でも、スマホで作成した申告書（保存した申告書データ）をご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス（有料）で印刷し、税務署に向くことなく郵送等で提出することもできます！



スマホ申告に関するお問い合わせは

e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク

0570-01-5901（全国一律市内通話料金）
受付時間：月曜～金曜日 9:00～17:00（祝日等及び12月29日～1月3日を除く）